

○議事日程

令和4年9月14日（水） 午前9時00分開議

日程第 1・認定第 1号 決算認定について（一般会計） 【討論・採決】

日程第 2・認定第 2号 決算認定について（国民健康保険特別会計）
【討論・採決】

日程第 3・認定第 3号 決算認定について（介護保険事業特別会計）
【討論・採決】

日程第 4・認定第 4号 決算認定について（給食事業特別会計）
【討論・採決】

日程第 5・認定第 5号 決算認定について（後期高齢者医療事業特別会計）
【討論・採決】

日程第 6・認定第 6号 決算認定について（駅前通り線周辺地区土地地区画整
理事業特別会計） 【討論・採決】

日程第 7・認定第 7号 決算認定について（水道事業会計） 【討論・採決】

日程第 8・議案第40号 令和3年度開成町水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について 【討論・採決】

日程第 9・認定第 8号 決算認定について（下水道事業会計）
【討論・採決】

日程第10・議案第41号 令和4年度開成町一般会計補正予算（第5号）
について

日程第11・議案第42号 令和4年度開成町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）について

日程第12・議案第43号 令和4年度開成町介護保険事業特別会計補正予算
（第1号）について

日程第13・議案第44号 令和4年度開成町給食事業特別会計補正予算
（第2号）について

日程第14・議案第45号 令和4年度開成町後期高齢者医療事業特別会計補正
予算（第1号）について

日程第15・議案第46号 令和4年度開成町駅前通り線周辺地区土地地区画整理
事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第16・報告第 6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第17・常任委員会所管事務調査の報告（総務経済常任委員会）

日程第18・常任委員会所管事務調査の報告（教育民生常任委員会）

日程第19・議員派遣の件

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（11名）

1番	下山千津子	2番	佐々木昇
3番	武井正広	4番	前田せつよ
6番	星野洋一	7番	井上三史
8番	山本研一	9番	石田史行
10番	井上慎司	11番	湯川洋治
12番	吉田敏郎		

○説明のため出席した者

町	長	府川裕一	副	町	長	加藤一男
教	育	長	井上義文	参事（兼）		田中栄之
				企画政策課	長	
参事（兼）		中戸川進二	防	災安全課	長	小玉直樹
参総務課	長					
財	務	課	長	高橋清一	総	合窓口課
					長	土井直美
税	務	課	長	山口哲也	福	祉介護課
					長	奥津亮一
参事（兼）		小宮好徳	こ	ども政策担当課	長	田中美津子
子育て健康課	長					
街	づくり	推	進課	長	柏木克紀	区
						画整理担当課
産	業	振	興課	長	熊澤勝己	参事（兼）
						環境上下水道課
参事（兼）		岩本浩二	生	涯学習課	長	高橋靖恵
学校	教	育	課	長		
会	計	管	理	者	石井直樹	

○議会事務局

事務局 長 遠藤直紀 書 記 佐藤久子

○議長（吉田敏郎）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年開成町議会9月定例会議第6日目の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（吉田敏郎）

なお、本定例会においては、新型コロナウイルス感染防止のため、マスクの着用と着座での発言を許可しております。

早速、本日の日程に入ります。既に質疑は終了しておりますので、討論、採決を行います。

日程第1 認定第1号 決算認定について（一般会計）を議題とします。

討論を行います。討論のある方は、いらっしゃいますか。いらっしゃいませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

それでは、お諮りします。討論を打ち切り採決することに、御異議はございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

御異議なしと認め、採決をします。

認定第1号 決算認定について（一般会計）の原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって認定されました。

日程第2 認定第2号 決算認定について（国民健康保険特別会計）を議題とします。

討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

認定第2号 決算認定について（国民健康保険特別会計）の原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって認定されました。

続きまして、日程第3 認定第3号 決算認定について（介護保険事業特別会計）

を議題とします。

討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

討論がないようですので、採決を行います。

認定第3号 決算認定について(介護保険事業特別会計)の原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんね。それでは、採決を締め切ります。

(賛成全員)

○議長(吉田敏郎)

採決の結果、賛成全員によって認定されました。

日程第4 認定第4号 決算認定について(給食事業特別会計)を議題とします。

討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。ございませんか。

(「なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

討論がないようですので、採決を行います。

認定第4号 決算認定について(給食事業特別会計)の原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。押し忘れは、ございませんね。それでは、採決を締め切ります。

(賛成全員)

○議長(吉田敏郎)

採決の結果、賛成全員によって認定されました。

続きまして、日程第5 認定第5号 決算認定について(後期高齢者医療事業特別会計)を議題とします。

討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

討論がないようですので、採決を行います。

認定第5号 決算認定について(後期高齢者医療事業特別会計)の原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

(賛成全員)

○議長(吉田敏郎)

採決の結果、賛成全員によって認定されました。

日程第6 認定第6号 決算認定について(駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計)を議題とします。

討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

認定第6号 決算認定について（駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計）の原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんね。それでは、採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって認定されました。

続いて、日程第7 認定第7号 決算認定について（水道事業会計）を議題とします。

討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

認定第7号 決算認定について（水道事業会計）の原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんね。それでは、採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって認定されました。

日程第8 議案第40号 令和3年度開成町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第40号 令和3年度開成町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての原案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんね。それでは、採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第9 認定第8号 決算認定について（下水道事業会計）を議題とします。

討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

認定第8号 決算認定について（下水道事業会計）の原案に賛成の方は賛成ボタ

ンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんね。それでは、採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長（吉田敏郎）

賛成全員によって認定されました。

日程第10 議案第41号 令和4年度開成町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

予算書の説明を順次、担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

それでは、議案第41号 令和4年度開成町一般会計補正予算（第5号）について、御説明させていただきます。

資料の3ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入になります。10款地方交付税、1項地方交付税から21款町債、1項町債までの補正額の計2億9,888万3,000円です。

次に、4ページを御覧ください。

歳出になります。2款総務費、1項総務管理費から13款予備費、1項予備費までの補正額の計2億9,888万3,000円です。

歳入歳出ともに2億9,888万3,000円を増額補正いたしまして、合計額は72億1,703万4,000円とするものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為補正です。今回は追加で3件ございます。上段から、事項、給食材料費等収納管理システム運營業務委託料、期間、令和4年度から令和7年度まで、限度額、1,263万9,000円。次に、事項、駅前子育て支援拠点施設運營業務委託料、期間、令和4年度から令和9年度まで、限度額、1億677万5,000円。次に、事項、窓口キャッシュレス決済システム使用料、期間、令和5年度から令和9年度まで、限度額、30万8,000円でございます。

次に、6ページを御覧ください。

第3表、地方債補正です。今回は変更が2件ございます。上段から、起債の目的、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業債、補正前、1億1,700万円、補正後、1億3,600万円。次に、臨時財政対策債、補正前、3億4,700万円、補正後、1億500万円です。合計で、補正前、4億6,400万円、補正後、2億4,100万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

関連して、最後のページ、17ページを御覧ください。17ページでございます。

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高、並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。中央の補正前の額で当該年度末現在高見込額の一

番下、合計は72億6,322万1,000円でございます。次に、その右側、補正後の額で当該年度末現在高見込額の一番下、合計は70億4,022万1,000円でございます。

それでは、補正予算の詳細について、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

恐縮ですが、10ページを御覧ください。10ページでございます。2、歳入になります。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、説明欄、普通交付税、1億2,590万1,000円の増でございます。こちらは、交付額の確定に伴う増でございます。

○総合窓口課長（土井直美）

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、説明欄、国民健康保険保険基盤安定制度国庫負担金、53万5,000円の増。こちらは、本年度、新たに創設された未就学児均等割保険料負担金の国庫負担分です。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、12節地方創生推進交付金、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、6,097万5,000円。こちらにつきましては、歳出で御説明をいたします民間保育所等運営支援事業費、子ども家庭総合支援拠点運営事業費、及びプレミアム付商品券事業費の3事業に充当するものでございます。

○こども政策担当課長（田中美津子）

続いて、3目民生費国庫補助金、3節子ども・子育て支援交付金、説明欄、保育対策総合支援事業費補助金、30万円です。こちらは、町内保育所の新型コロナウイルス感染症対策に係る支出費用に対する補助金です。令和4年7月14日付で国から通知により詳細が示されたため、ここで補正するものでございます。詳細につきましては歳出側で説明いたします。補助率2分の1です。

○総合窓口課長（土井直美）

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金、説明欄、国民健康保険保険基盤安定制度負担金、26万7,000円の増。こちら、新たに創設された未就学児均等割保険料負担金の県負担分となります。補助率4分の1です。

○産業振興課長（熊澤勝己）

続きまして、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、説明欄、農地利用最適化交付金、10万1,000円。こちらにつきましては、歳出でも説明しますが、農業委員が使用するタブレットの購入に当たる補助金になります。

その下、農地集積・集約化等対策推進交付金、こちらにつきましては、タブレットの購入に伴い通信、MDM利用等の必要経費に対する補助金でございます。

○福祉介護課長（奥津亮一）

続きまして、ページ11ページになります。

18款繰入金、2項1目1節他会計繰入金、説明欄、介護保険事業特別会計繰入金、603万円の増でございます。こちらは、前年度の実績に基づく介護保険事業特別会計からの繰入金603万1,000円から当初予算額1,000円を差し引いた額となります。

○財務課長（高橋清一）

続いて、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、説明欄、前年度繰越金、3億2,745万7,000円の増でございます。こちらは、繰越額の確定に伴う増でございます。

○こども政策担当課長（田中美津子）

次に、20款諸収入、4項雑入、2目過年度収入、1節過年度国庫支出金精算金、説明欄、児童手当国庫負担金精算金、5万7,000円。令和3年度の実績報告による精算分でございます。

○福祉介護課長（奥津亮一）

続きまして、その下、介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金精算金、7万5,000円の増額でございます。こちらにつきましても、前年度の介護保険料軽減対象者数が確定したことにより追加交付される国庫負担金を増額補正するものでございます。

○財務課長（高橋清一）

続いて、21款町債、1項町債、5目土木債、説明欄、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業債、1,900万円の増でございます。こちらは、歳出側の駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計繰出金に伴う増でございます。

その下、臨時財政対策債、2億4,200万円の減でございます。こちらは、発行可能額の確定に伴う減となっております。

歳入の説明は以上でございます。

続いて、歳出の説明となります。12ページを御覧ください。

○福祉介護課長（奥津亮一）

12ページになります。2款総務費、1項総務管理費、12目諸費、22節償還金、利子及び割引料、説明欄、過年度分精算金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金国庫補助金精算金、122万4,000円の増額でございます。こちらは、前年度の実績により既に受入済額との差額を返還するものでございます。

○こども政策担当課長（田中美津子）

同じく、子育て世帯臨時特別給付金給付事務費国庫補助金精算金、28万6,000円です。こちら、令和3年度分の補助金の実績報告により精算するものでございます。

○総合窓口課長（土井直美）

その下、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄、国民健康保険特別会計繰出金、107万1,000円の増。未就学児均等割保険料負担金分を一般会計から繰出しするものです。

○福祉介護課長（奥津亮一）

続きまして、説明欄、その下、介護保険事業特別会計繰出金、15万7,000円の増額でございます。こちらにつきましては、介護保険法の改正に伴うシステム改修に係る増額分42万2,000円のうち、国庫補助金を除いた分を一般会計から繰り出すものでございます。

○総合窓口課長（土井直美）

その下、後期高齢者医療事業特別会計繰出金、211万円の増。決算額確定による繰越金の額と当初予算との差額分を増額繰出しするものです。

○こども政策担当課長（田中美津子）

次に、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、説明欄、子育て支援事業費、駅前子育て支援拠点施設運營業務委託料、21万8,000円です。9月末に駅前窓口コーナー閉所後に、そのスペースを駅前子育て支援拠点のスペースとして改修工事を行います。工事費用につきましては令和4年度当初予算で御承認いただいているところですが、工事期間中も子育て支援拠点業務を休止せず、場所を移して事業を継続するための費用を委託料として増額補正するものです。

予算内容としては、電話転送使用料2回線分、複合機移動設置費等でございます。期間は12月から3月までの4か月を想定しております。保健センター内に事務所を移し、事業としては保健センター及び町民センターを使用しながら事業継続をすることとして8月に決定いたしましたので、ここで補正予算を計上いたします。

続いて、2目児童措置費、説明欄、民間保育所等運営支援事業費、185万5,000円、新型コロナウイルス感染症対策補助金、60万円。こちらは、町内保育所が新型コロナウイルス感染症予防対策に使用するアルコール消毒液、職員用マスクやペーパータオル等に係る費用に対する補助金として、国の補助金を活用して実施するものです。

その下になります。給食食材費高騰対策交付金、125万5,000円。開成町にあります民間保育所施設においては、各園で調理し、園児に対し成長発達に応じた給食を提供しております。コロナ禍の物価高騰の影響を受け、保育所における給食についても影響を受けていることから、保育所における給食の質を確保するため、食材費の高騰分について保育所に対して支援を行うため補正予算要求を行います。金額の積算は、各保育所の食材費の予算額に物価上昇率を乗じ算定しております。財源は全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充て、実施を計画しております。

次に、子ども家庭総合支援拠点運営事業費、次のページ、13ページを御覧ください。こどもに関するデータ連携調査業務委託料、1,152万円の新規計上です。こちらは、18歳までのお子さんのいる家庭が抱える問題について、保育、保健、福祉、医療、教育など、庁舎内の各課が保有する子どもに関するデータを連携することで支援が必要な子どもや家庭のリスクを可視化し、支援家庭の早期発見、早期支援につなげることを目指すものでございます。

ここ数年、新型コロナウイルス感染症の観点から、子育て中の方の来庁や訪問・相談業務や各種講座などの中止・参加制限などを行い、接触機会が大幅に減少し、保護者やその子どもの様子を確認できる機会が減少していることから、財源につきましては、今年度の新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金を充てて実施したいと考えております。

○産業振興課長（熊澤勝己）

その下、5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、説明欄、農業委員会関係費。こちらにつきましては、歳入で御説明しました農業委員が現地調査または会議等で使用するタブレット購入に伴う費用でございます。

消耗品につきましては、タブレットのカバー等を購入する費用でございます。また、通信運搬費につきましては、タブレットを現地で使用するための通信費になります。MDM利用料につきましては、タブレットの内部のセキュリティーの関係のCD利用料になります。また、タブレット型パソコン購入につきましては、タブレット6台の購入の費用になっております。

続きまして、6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、説明欄、プレミアム付商品券事業費。こちらにつきましては、コロナ禍で原油価格、物価高騰の影響を受ける町民生活、また町内の消費喚起ということで、経済の循環を促す目的でプレミアム付商品券事業を行います。

消耗品費につきましては事業に伴っての必要な消耗品、また、通信運搬費につきましては発送等に必要な経費で計上しております。また、プレミアム付商品券事業運営委託料につきましては、商品券の作成、また商品券の販売等の事務を一括委託業務のために行うもので、予算としては1,010万円を予定しております。その下、プレミアム付商品券換金業務補助金、こちらにつきましては、商品券のプレミアム率分を換金する業務の補助金になっております。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

続きまして、14ページ、7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、説明欄、町道改良事業費でございます。測量設計等委託料、110万円の増額、家屋・工作物等移転補償費、45万円の増額となっております。こちらにつきましては、町道204号線、町道拡幅事業における榎本地区において買収を進めるため増額をするものでございます。

○区画整理担当課長（井上 昇）

続きまして、4項都市計画費、1目都市計画総務費、説明欄、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計繰出金、1,962万円です。こちらは、国庫補助金に減額が生じたため、繰出金を増額補正するものです。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

続きまして、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、説明欄、校務用パソコン管理費、タブレット型パソコン購入費、94万6,000円でございます。こちらは、児童・生徒用1人1台端末につきましては、児童・生徒数の増加等に伴う不

足が生じないよう予備機を含めた台数を確保し、子どもたちの学びに支障がないよう環境整備するため、新たに児童・生徒用タブレット端末20台を購入するものでございます。

続いて、学校給食管理委員会関係費、報償費、10万2,000円でございます。園・学校給食について、今後の物価高騰による給食納付金の在り方や教職員の事務負担軽減、及び保護者の利便性向上に向けた公会計の在り方などを検討するために開催する開成町学校給食管理委員会14名分の報償費となります。

続きまして、3項開成南小学校費、1目学校管理費、説明欄、学校管理運営関係費、燃料費、191万8,000円でございます。現在、開成南小学校におきましては、都市ガスによる空調システムを導入しております。コロナ禍での常時換気をしながらの冷暖房の実施、夏季における熱中症対策のための常時の冷房使用、クラス数の増加、燃料費の高騰などの理由によりまして、本年4月から8月までの5か月分の燃料費が過去6年間の平均使用料の2.5倍となっている状況でございます。今後、9月以降7か月における燃料費の不足は必至でございまして、過去6年間の平均使用月額、これの2.5倍として試算した年間使用額392万673円と当初予算額200万3,000円との差額、191万7,673円を増額でお願いするものでございます。

続いて、15ページをお願いいたします。

4項中学校費、1目学校管理費、説明欄、施設整備事業費、文命中学校大規模改修工事費、1,893万2,000円でございます。現在施工中の大規模改修工事につきましては、おおむね順調に工事が進行しており、現時点で約80%の出来高となっております。これまで工事を進めてきた中で、さらに施工期間において生徒の安全・安心の確保、学習活動の効果を高めることなどにつなげるために必要な内容の追加工事、修繕等をお願いするものでございます。

主な内容といたしましては、体育館において、これまでボール等が当たった衝撃で腰壁に複数のくぎが浮いている状況を改善するための腰壁の貼り替え工事、コロナ禍でのスムーズな常時換気を実施するための既存サッシの改修工事、各教室のサッシ周りのシーリングの打ち替え、既存のパソコン教室の再利用、再活用の方法が決まったことから、改めて利活用するための改修工事、また、来年4月に入学予定の障害により車椅子を使用する生徒の昇降口として使用を予定しております事務室前の自動ドア修繕工事等を実施するものでございます。

○財務課長（高橋清一）

続いて、13款予備費でございます。今回の補正による歳入歳出の差額について、予備費を1億8,869万2,000円の増額により調整いたします。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田でございます。

13ページ、款、民生費、一番上段に出てございます説明のところ、こどもに関するデータ連携調査業務委託料ということで、新規の事業展開ということで1,152万円、新型コロナウイルスに関わる臨時交付金を使って新規事業ということでの課長のお話でしたけれども、さらに具体の御説明をいただきたいと思います。

この連携調査業務に関わる各課は、具体的にどの課にわたるのかと。部長制を廃止してございますので、かなり課の数というか、総括する部分でも御苦労が生じるのではないかなと想像するところでございますが、この辺のどの程度の課に関わるのかということと、具体的に、現時点で、このことは調査をするというような調査内容等もお聞かせ願いたいと存じます。

○議長（吉田敏郎）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの前田議員の御質問にお答えいたします。

またがる課の数でございますけれども、今後、詳細については、また詰めていくところですが、現段階で想定しているところにつきましては4課、総合窓口課、子育て健康課、福祉介護課、教育委員会等、お子さんに直接関わる場所の4課として想定しておりますけれども、デジタルトランスフォーメーションの関係で総務課がシステム関係を総括してございますので、そちらの課も一緒に連携しながら進めたいと考えてございます。

また、どのような内容というところでございますけれども、今、各課、今の4課、それぞれ、既に乳幼児健診等の結果、予防接種の結果、子育ての育成班のほうでは小児医療や保育所の利用等、それぞれ既に現在のシステムの中に入力してあるデータがございます。それらを抽出をしながら、お子さんのリスクを、どのような形で抽出をかけたいたら、お子さんの困り感、家庭の困り感を抽出できるかというところを想定して、これから検討を進めていくところでございます。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

これからというところで担当の課等々、現状での組織体というものを今、御答弁いただいたわけですが、今後でございますが、見える化ということで、かなり難しい部分もあろうかと思っておりますけれども、しっかりと見える化という部分に御努力をいただいて、その後、庁舎内だけではなく、現状、町内には子育てに関する様々な団体等々ございますので、急を要するようなことであれば、調査の途中であってもしっかりと、庁舎内から飛び出すような形で、町内の関係各団体にもしっかりとタッグを組んでいただいて事業展開をしていただきたいと思っております。

○議長（吉田敏郎）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

前田議員の御意見のところ、頂戴いたしまして、これから具体的なところは詰めていくところでございます。実際に支援をするということに目的はございますので、そこをしっかりと連携しながら、どのような形が望ましい形でリスクを判定したり情報収集していけばいいのかということ調査研究してまいりたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

10番、井上慎司議員、どうぞ。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

16ページ、債務負担行為の事項の一番上、給食材料費等収納管理システム運営業務委託料についてお伺いいたします。こちらは、昨日の決算認定の私の質問の中で、これまで徴収に対しての特別な取組を行わない中でも、令和2年度、滞納繰越分の全額徴収が行われたということと、保護者の方の口座振替の登録率は100%であるということで、しっかり給食費を納めていただけているという状況の中で業務委託をしていくということですが、どういった効果等があるかという業務委託に進むのか、また、今、現状で何か課題があったのか等、その辺、お伺いいたします。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

それでは、お答えをいたします。

大きな流れの変更点といたしましては、現在、収納の流れが、保護者の方から給食納付金を頂く、口座振替でやらせていただいているのですが、そこに学校が介在して学校から町の会計に入れ込むような流れになってございます。これを、保護者から町に直接、入れるような形に変更してまいりたいと思っております。

そのスキームにした際の具体的なメリットというところですが、まず保護者の利便性向上といたしましては、現在、昨日も申し上げたとおり、指定の金融機関1行での振込となっております。そちらの口座振替が、今後、複数の銀行でできるようになるということ。また、併せてクレジットカード等の御利用が可能になるということが、まず上げられます。

それと、あわせて、給食の納付金だけでなく、これまで現金で徴収していた教材費であるとか学級費などにつきましても、併せて同様の納付方法で徴収が可能になるということで、かなり保護者の方の利便性は上がることを想定しております。

それと、あわせて、これまで学校が、学校を経由してくることで、徴収につきましても滞納整理なども含めた様々な煩雑な事務が発生してございましたけれども、こちらでも一元化することで様々な煩雑な事務がかなりの部分で軽減されるということで、今、申し上げたような部分をメリットとして今回の変更をしていきたいと考えてございます。

一応、今、これから具体的な検討をしてその辺の業務を進めてまいります、運用の開始を令和5年4月1日めどで進めていくことで考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

この後の質問で聞きたかったことを、今の御答弁の中で様々、御答弁いただきました。まずは、給食費だけなのか、その他の様々な支払いが可能なのかというところも確認したかったのですが、それは広く拡大されて収納可能ということで、保護者の方は大分、楽になるのではないかと思います。

それと、あと滞納者への対応です。そちらも委託で可能ということなのですが、滞納分の対応というところで、ただ滞納分を払ってくださいというところではなく、必要に応じて行政サービスにつながらなくてはいけない状況等、あるかと思うのですが、そういった部分も、きめ細やかな対応というのはしっかり取っていただけるのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えをさせていただきます。

その辺は、それぞれの御家庭の御事情等を十分に考慮しながら給食費をお支払いいただくような対応を学校とも連携して常に行っておりますので、今、おっしゃっていただいたような部分については、十分に期して配慮を重ねてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

大変素晴らしい事業だと思っておりますので、よろしく願いいたします。答弁は結構です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに。

7番、井上三史議員。

○3番（武井正広）

今の関連で。

○議長（吉田敏郎）

では、3番、武井議員、どうぞ。

○3番（武井正広）

すみません。今の関連の質問になるのですけれども、滞納分に対してなのですが、今現在、給食費に関しては、もうほとんど滞納がない状況で、開成町は非常に保護者の方の御理解はあるなど認識しております。滞納分があったときに、これを全部委託してしまったときに、その回収の責任というのはどこになるのでしょうか。委託業者になるのですか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えいたします。

我々が徴収義務に全く介在しないということではございませんし、これから学校で徴収をする、スキームが変わるということだけですので、滞納の徴収みたいなどころについては、きちんと教育委員会、また学校が連携して、御家庭のケアも含めて対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

関連。2番、佐々木議員、どうぞ。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。

今の関連で、サービスの給食費以外のところにもという答弁がありましたけれども、私なりにもちょっと調べると、こちらは委託業者さんから直接、保護者さんたちにメールを送られたりとか、そういうサービスなどもあるとかというところもちょっと見たのですけれども、開成町でこれから取り組んでいくサービスの、そういうサービスとかも取り組んでいくのか。ちょっと細かい話ですけど、ほかにもどのようなサービスのものを求めていくのか、お聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えいたします。

実は、御説明の中で申し上げてございませんが、今回、この話が出たきっかけは、先ほど申しました、今、指定金融機関1行での口座振替を今年度末で中止にされるという申出があって、そういう機会において、これまで様々な課題となっていた部分を解消した形で新しいスキームがつかれないかということで、こういうものを今回、提案させていただいております。

今、佐々木議員おっしゃられるように、様々な応用が可能だということは承知しているのですが、なかなか幅を広げると、その分、予算も増すと、増加するということがございますので、現在は、この時点では納付、徴収の部分に特化させていただいた形で始めさせていただいて、今後、様々なものが必要になってきた時点で、予算との兼ね合いで考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。

それと、この取組は国でやられているデジタルDX、そちらにも関係してくるところがあるというところですけども、現時点でいいのですけど、国からの補助金とか、そういう見通しみたいなものはあるのか、お聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えをいたします。

現時点では、交付金のところの活用の検討はしてございません。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

分かりました。こういったシステムを変えられるということで、先ほどの歳出の説明で委員会さんを立ち上げたみたいなどころもありましたけれども、保護者さんとか関係者さん、こういった方たちにしっかり理解してもらって、しっかりと意見を聞いて、皆さんに理解してもらってから業務を行っていただくことをお願いしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

答弁はいいですか。

○2番（佐々木昇）

はい。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員、どうぞ。

○7番（井上三史）

7番、井上三史です。

歳入について、11ページ、21款町債、10目臨時財政対策債についてお伺いいたします。2億4,200万の減額というのが補正でできるというのは、すばらしいことだなと感じました。地方交付税の確定に伴いながら、様々な中でこの臨

時財政対策債を減額した主な要因というのでしょうか、背景というのでしょうか、そのところについてお伺いたします。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。

御質問では町債の臨時財政対策債の減額ということでございますけれども、こちらについては、あくまでも地方公共団体が起債について発行できる額については、国のほうで限度額を示された中でしか借りられないという制度でございますので、今回、歳入の部分では、ほかの部分で申し上げると、地方交付税がその分上がっているという部分もございますけれども、そういった全体の中での国の中での額、いわゆる交付税であったり臨時財政対策債等の額については、今年度の額について、そういったもので示されたことによって、今回、補正させていただくというところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

よく分かったような、分からないようなことでございますけど、補正の中で臨時財政対策債が減額できるというのは、素晴らしいことだなと。

実は、これ、積み積み積もって結果的には町の借金のものでございますけれども、そういう意味で、これは積み積み積もって相当、1年間の町税の相当額を占めているところでございますので、将来的には、やはり、ここは減額していくという目標を持つことが大事なことだと考えているところでございますけれども、その辺の見通しについてはいかがでしょうか。今回限りなののでしょうか。またこういうチャンスがあれば、このところは調整していく意向があるのでしょうか。その辺のところをお伺いたします。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。

こちらの対策債の関係でございますけれども、そもそもは普通交付税等によって措置されるべきものについて、国の財源が、いわゆる現金と申しまししょうか、そういったものがなかなか措置し切れないところについては、地方公共団体によって、まずは起債してくれと。その分の枠として、本来は国のほうが交付すべき額については、措置できない部分については自治体のほうで直接起債をするというところがございますので、この額については全体として普通交付税と臨時対策債等を合わせて金額としては見ていただきたい。

もう1つが、対策債については、国のほうで現金としてなかなか交付できないものということです。後年度において地方交付税措置、後ほど国のほうでそういった部分については経費について賄うというものがございますので、こちらについては、基本的に、国のほうが発行可能だよと言った額については、基本的に、その満額を借りていくということが基本となっているというところがございます。

ですので、御質問の御回答としては、基本的に、臨時財政対策債については、可能発行額について、その額に沿った形の中で今後も借りていく。これについては、後々、地方交付税として国のほうが予算措置してくれるというところで考えているところがございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

○7番（井上三史）

はい。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございますか。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。

12ページの一番下の子育て支援事業、駅前子育て支援拠点施設運營業務委託料、21万8,000円に関してなのですが、9月末から改修工事に入るということで、12月から3月まで子育て支援の場所を町民センターや保健センターに移す費用ということですが、いい機会なので、一部にはあそこの駅前の場所というところが、駐車場とかに関して、もうちょっといいところはないのかなという意見もあります。せっかく町民センターで12月から3月までやるわけなので、御利用者の方とかのいろいろな場所的な意見とかアンケートとか、ぜひ取っていただいて、今後の子育て支援の拠点の在り方というものの参考にしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの武井議員の御質問にお答えいたします。

保健センター、町民センターを利用しながら場所を移して行うというところで、駅前とはまた違う層の方や今まで利用されなかった方等もいらっしゃるかと思います。その辺、4か月間ほどではございますけれども、利用者の意見、様々な意見を聞きながら、また今後の運営について検討していきたいと思っております。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

ただいまの子育て支援事業費に関して、関連で質問いたします。駅前のこの件に関しましては、債務負担行為の中でも大きな事業として行われるものであるということで、重大な事業であるということだなということ、しみじみ認識しておるところなのですが。

先ほどの話のほかに、当初、駅前の子育て支援事業を立ち上げたときの子育てアドバイザーの方が中心軸となって、この事業をしっかりと積み上げていっていただいたという経緯は存じておるのですけれども、この4月に職員さんの人事的なものが大きく動かれたというようなことを伺っておるのですけど、異動の時期に、これに関する委託先の人事、また人員配置等々、重要な時期でございますので、この辺が万全になっているのかどうなのか。債務負担行為のこのことも含めて、大きな事業でございますので、その辺の背景がどのような体制になっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

これから実施する委託についての体制というところでございますけれども、現在、子育て支援拠点の中には、子育て支援センター、あと利用者支援事業ということでいろいろな相談に応じる相談員、専門の相談員、そしてファミリーサポートセンターと、この3つの機能が入っております。これから、これらの3つの機能をそれぞれ必要に応じて全体調整をしていく施設長という方をきちんと置かせていただいて、必要な支援を町、支援センター、ファミリーサポートセンター、相談事業、関係機関等と調整をしながら、その方に必要な支援はどのようなものが一番ベストかというところのケースワークもしながら支援をしていただくという機能をさらに加えさせていただきます。

また、さらに窓口コーナーを閉めさせていただいた後に場所を拡張させていただきます。それに伴って、支援員を1名増員という形で体制を整えていきたいと考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田でございます。

今の御説明で、組織体制が三本柱を集約する形で施設長という形の中で運用されるというところで、姿が見えたような感じがいたしました。今まで中心になってやっていただいた方は、子育てアドバイザーという方が中心軸となってやっていただ

いたように思います。三本体制の施設長という方の任に当たる要件としては、どのような資格を持っている方に三本を束ねながら施設長としての運用を図っていくのか、もし、お答えが可能であれば、施設長をお願いしようとする方の資格、また経歴等々、もし、お答えできるのであれば教えていただきたいと存じます。

○議長（吉田敏郎）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

特別、この資格という限定したものはございませんけれども、子育て支援の業務に長年携わり、ファミリーサポートあるいは各種相談事業、あと支援拠点というものについて熟知された方というところで調整機能を発揮できる立場の方ということで、こちらでは考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

かなり重層的な資格、目線。もちろん現場の御経験も大事かとは思うのですけれども、その辺、重層的な物の見方をする方。また、最近では様々な子育て支援の議論等々ございますので、いろいろな多方面にわたって指揮を執れる方で施設長ということをお願いするように、よろしく町側もお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

答弁はいいですか。

○4番（前田せつよ）

はい。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございますか。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。

ページ13ページ、農林水産業費のところの農業委員会関係費ということで、タブレットを6台購入されるということですが、どのような利用方法を考えられているのか、もう少し詳細な説明をよろしくお願いします。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

議員の御質問にお答えします。

タブレットの購入、6台ということにつきましては、農業委員さんが現在、現地で農地の状況、耕作放棄地、また、そういうものを調査、パトロールで歩いていますけれども、そのときに、では、誰が農地の所有者かとか、そういうもののデータ

をタブレットの中に入れて、農家の方に聞き取りとか、そういうものを、その都度、すぐできるような形で行えるというのが、まず1点、利点という形の中で、農業委員さんの作業の効率化の目的が第一にあります。

また、その報告等をタブレットの中でしていただくことによって事務局の集計等もしやすくなるということの中で、事務局の事務効率化というところの目的もあります。そちらの2つの目的が主な目的になっております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

今、説明の中でタブレットから事務局との連携みたいな話もありましたけれども、そうすると、農業委員さんがタブレット6台というのを管理されていくということになるのですか。ずっと農業委員さんがこのタブレット6台を持って見回りとかをして、それで事務局と連絡。タブレット6台の管理はどこでされるのか、お聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

タブレットの管理という件ですけれども、現在、12名の農業委員さんが二人一組で、開成町は6エリアのパトロールという形の中で行っていただいております。その二人一組のどちらかのほうでタブレットの日々の活用、また2人の方で交互に使うという形の中でお願いをする予定でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

すみません。もう一回、確認を。では、その二人一組の中で、2人の中のどちらかがタブレットをいつも持たれているという形で管理をしていくということで。例えば、故障が起きたときには、やはり、これは町でその辺の修理とかは見るという形なのでしょうか。確認させてください。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

議員の御質問にお答えします。

パソコン購入費の37万9,000円の中では、タブレットの購入に合わせて、また保守点検、もし故障があった場合の修理とか、そういう部分の費用も含まれております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4回目になりますけど。簡略的にお願いします。

○2番（佐々木昇）

分かりました。でも、そういう形になると取扱いの取り交わし、契約書みたいな、こういうものをしっかりとっておかなくてはいけないのかなというのがありますので、そういうのは、もうされているのかもしれませんが、この辺の管理とかはしっかりとっていただいて有効に活用していただきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに、よろしいですか。

お諮りします。皆さん、まだ、こちらの議案41号の補正予算、質問のある方は挙手願います。

では、井上議員、どうぞ。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

同じく13ページ、商工費、プレミアム付商品券事業費について伺います。前回のプレミアム商品券事業、先日の決算のほうで詳細を説明いただいたのですが、消耗品費、前回事業のときには11万5,000円、通信運搬費は108万円かかっておりました。今回の補正予算の中では消耗品費5万円、通信運搬費も5万円しか計上されておられません、この辺の町民の方々に通知する等の通知業務等も全て委託をしていくということで、こちらの予算が低く抑えられているのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

議員の御質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、今回の商品券の引換券等の発送を含めて運営委託料の中で計上という形の中で、それ以外で商品券の発送、購入された後のいろいろな事務の中で必要な消耗品という部分では、今回、計上されております。ですから、前回は町が一番最初に各世帯への通知を発送してはいますが、今回は委託の中でその通知を発送するという中で、消耗品、あと通信運搬費が減額になっているということです。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

前回、引換券は郵送されていると思うのですが、チケット自体は直接引換えでした。今、御答弁の中でチケットを郵送するというお話だったので、今回はチケットの引換えは対面ではなく郵送という形を取るお考えでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

すみません。今回計画しているのは、各世帯に商品券の引換券を郵送するという形を考えております。その後、商品券のほうは日にちを決めた日に引換券を持ってきていただいて購入をしていただく計画で、今、こちらは考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

引換えに関わる業務の流れは承知いたしました。

先ほど、消耗品費、通信運搬費のお話をさせていただいたのですが、これ、2つ合わせて、およそ120万円ほどです。前回の運営委託料は、決算で67万円でした。2つ、消耗品費、通信運搬費と運営委託料、全部合わせたところがおおよそ800万円ほどなのですが、今回の運営委託料は1,000万円計上されております。大分、運営委託のほうに予算を取られているなど感じるのですが、この辺、予算を上乗せされている具体的な部分、お聞かせ願います。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

議員の御質問にお答えします。

令和3年度のプレミアム付商品券につきましては、各世帯への発送につきましては町側で全て行っております。それで、購入希望者についての返信を委託業者にしてもらって、それに対して各世帯の購入口数というものを決定しております。そちらの事務的なものを町が行っていた部分が、今回、令和4年度につきましては、そういう口数的なものは各世帯、決まった口数を購入という形の中で、各世帯に最初に発送する引換券の郵送等を委託業者のほうで行っていただきたいという部分がありますので、そちらの事務の増加というものも今回、この運営委託料の中で発生しております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4回目になりますけど、簡略的にお願いします。井上慎司議員、どうぞ。

○10番（井上慎司）

今の御答弁の内容というのは通信運搬費の部分ではないのかと思うのですが、それを含めても前回の予算よりも運営委託のほうに200万円ほど多いということに関して伺っているのですが、御答弁、よろしいでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

令和3年度の通信運搬、また消耗品につきましては、かかった費用という形の中で、人件費は町の職員部分が入っていませんので。委託になれば、そういう人件費等が加算されますので、その部分は増額という形になっています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

それでは、質疑は終わりにいたします。

続いて、討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第41号 令和4年度開成町一般会計補正予算（第5号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ごさいませぬです。それでは、採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

暫時休憩といたします。再開を10時25分とします。

午前10時09分

○議長（吉田敏郎）

再開します。

午前10時25分

○議長（吉田敏郎）

日程第11 議案第42号 令和4年度開成町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

総合窓口課長

○総合窓口課長（土井直美）

それでは、令和4年度開成町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

恐れ入ります。予算書3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入、3款県支出金から6款繰越金まで、補正額計6,647万2,000円、歳入合計の計16億3,842万3,000円。

次のページ、歳出。1款総務費から8款予備費、補正額及び計ともに歳入と同額でございます。

今回の補正は、本年4月に創設された未就学児の均等割保険税を5割軽減し、その軽減分を公費で賄うもので、負担割合、国2分の1、県、町それぞれ4分の1で、その負担金分受入れなどの予算を計上すると、令和3年度繰越金増額分を当年度

決算額見込みが出るまで予備費に計上させていただくものです。

それでは、予算に関する説明書の事項別明細書、8ページ、9ページをお開きください。

まず、8ページ、2、歳入。

3款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金、説明欄、保険給付費等交付金、補正額16万5,000円の増。未就学児均等割保険料軽減対応に伴うシステム改修費用に補填される交付金です。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、説明欄、未就学児均等割保険料負担金、補正額107万1,000円の増。未就学児均等割保険税負担金の一般会計からの繰入分になります。

6款繰越金、1項繰越金、説明欄、前年度繰越金、6,523万6,000円の増です。前年度決算の確定に伴う令和4年度の繰越金になります。

続いて、次のページ、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄、一般事務費、共同電算処理委託料等、補正額16万5,000円の増。こちらは、未就学児均等割保険税の軽減対応に伴うシステム改修費用で、県内一律16万5,000円となっております。なお、この費用については特別交付金で補填されます。

3款国民健康保険事業費納付金、1項国民健康保険事業費納付金、こちらは一般会計からの繰入金による財源更正となります。

8款予備費、こちらは歳入歳出の差分を調整するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第42号 令和4年度開成町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第12 議案第43号 令和4年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、議案第43号 令和4年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の御説明をさせていただきます。

恐れ入ります。3ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款国庫支出金から8款繰越金まで、補正額合計6,196万7,000円、合計12億9,409万7,000円。

次の4ページを御覧ください。

歳出でございます。1款総務費から7款予備費まで、補正額合計及び計ともに歳入と同額でございます。

今回の補正の内容でございますが、歳入歳出ともに、令和3年度決算が確定し繰越金が確定したことや町村情報システムのシステム改修に係る負担金の増額補正、前年度分国庫支出金等の実績報告などによる返還金の増額補正及び前年度実績に基づく一般会計への繰入金となっております。

それでは、恐れ入ります。8ページを御覧ください。2、歳入でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、5目介護保険事業補助金、1節現年度分、説明欄、介護報酬等改定に伴うシステム改修事業費補助金（市町村実施分）、26万5,000円でございます。こちらは、介護保険法改正に伴う介護保険関係システムの改修費の国庫補助金となっております。改修の事案については、2件ございます。補助率は、それぞれ3分の2と2分の1になってございます。

続きまして、4款1項支払基金交付金、2目地域支援事業費支援交付金、2節過年度分、説明欄、過年度分地域支援事業費支援交付金、13万8,000円です。こちらは、令和3年度の実績に基づく追加分の交付金でございます。

続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目その他一般会計繰入金、2節事務費繰入金、説明欄、要介護認定等事務費繰入金、15万7,000円です。こちらは、介護保険法改正に伴うシステム改修費の国庫補助分を除いた町負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、8款1項1目1節繰越金、説明欄、前年度繰越金、6,140万7,000円でございます。前年度の決算確定に伴う繰越金となります。

続いて、9ページをお開きください。3、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節負担金、補助及び交付金、説明欄、町村情報システム負担金、42万2,000円でございます。こちらは、歳入で御説明いたしました介護保険法改正に伴うシステム改修費となります。

続きまして、3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、こちらは財源更正になります。今回、歳入で計上しております支払基金交付金の令和3年度実績の追加交付額と同額を一般財源から特定財源へ更正したものでございます。

続きまして、6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金、2 2 節償還金、利子及び割引料、説明欄、過年度分国庫支出金等返還金、1, 9 2 9 万 3, 0 0 0 円でございます。こちらは、前年度の実績報告に伴う国庫支出金等の返還金となります。

続きまして、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金、2 7 節繰出金、6 0 3 万 1, 0 0 0 円でございます。前年度の実績に基づきます精算金を一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして、7 款 1 項 1 目予備費、説明欄、予備費、3, 6 2 2 万 1, 0 0 0 円です。こちらは、今回の補正予算額の歳入と歳出の差額を予備費で対応するものでございます。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第 4 3 号 令和 4 年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第 1 3 議案第 4 4 号 令和 4 年度開成町給食事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

それでは、議案第 4 4 号 令和 4 年度開成町給食事業特別会計補正予算（第 2 号）について、説明をいたします。

3 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正になります。はじめに歳入です。3 款繰越金、1 項繰越金、補正額 8 7 万 5, 0 0 0 円、歳入合計は補正前の額 1 億 8 1 9 万 8, 0 0 0 円に補正額 8 7 万 5, 0 0 0 円を加えた 1 億 9 0 7 万 3, 0 0 0 円となります。

4 ページをお願いいたします。

歳出です。1 款給食事業費、1 項給食材料費、補正額 8 7 万 5, 0 0 0 円、歳出

合計は補正前の額1億819万8,000円に補正額87万5,000円を加えた1億907万3,000円となります。

8ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、内容を御説明いたします。歳入につきましては、前年度繰越金87万5,000円を令和3年度決算の確定により繰越金として増額するものです。

9ページをお願いします。

歳出になります。補正額87万5,000円を前年度繰越金の確定に伴い増額するもので、繰越額を各園・学校の給食材料費に充てるものです。なお、現在の園児、児童・生徒数につきましては、開成小学校506人、開成南小学校654人、文命中学校510人、開成幼稚園217人の計1,887人となります。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第44号 令和4年度開成町給食事業特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第14 議案第45号 令和4年度開成町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

総合窓口課長

○総合窓口課長（土井直美）

それでは、令和4年度開成町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

予算書の3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入、3款繰入金から4款繰越金まで、補正による増額と減額が同額のため補正額は0円、よって歳入合計については補正前の額と同額の2億6,170万3,000円です。

今回の補正は、令和3年度決算が確定し、繰越金の実績額に対し令和4年度当初

予算との差額分について減額するのと、その差分について一般会計から後期高齢者医療事業特別会計への繰入金を増額するものです。

それでは、予算に関する説明書の事項別明細書、7ページをお開きください。歳入。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、説明欄、その他一般会計繰入金、211万円の増。令和3年度繰越金実績額に対し、事務費用に不足が見込まれるため増額するものです。

4款繰越金、1項繰越金、説明欄、前年度繰越金、211万円の減です。前年度決算の確定に伴う令和4年度の繰越金になります。当初予算271万4,000円に対し、実績額60万4,000円との差分を減額するものでございます。

次のページ、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、こちらは繰入金、繰越金との財源更正になります。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第45号 令和4年度開成町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第15 議案第46号 令和4年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（井上 昇）

それでは、令和4年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を御説明させていただきます。

3ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。2款国庫支出金から4款繰越金まで、補正額合計8万1,000円の減額、歳入合計5億7,938万2,000円。

4ページを御覧ください。

歳出です。2款事業費から3款予備費まで、補正額合計及び歳出合計は歳入合計と同額となります。

今回の補正は、国庫補助金の内示に伴う減額補正と減額分を繰入金にて増額補正すること、令和3年度の決算額が確定し繰越金が確定したための補正です。

それでは、予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書、8ページをお開きください。2、歳入です。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目土地区画整理事業費国庫補助金、説明欄、社会資本整備総合交付金、こちらは国庫補助金の内示に伴う減額になります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、一般会計の繰入金の増額になります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、確定に伴う繰越金の補正となっております。

9ページを御覧ください。歳出です。

歳出につきましては、2款事業費、1項土地区画整理事業費、1目土地区画整理事業費、説明欄、財源更正。こちらは、国庫補助と一般会計繰入金との財源更正となります。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、こちらは歳入歳出の差額を予備費にて調整するものです。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第46号 令和4年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第16 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

それでは、御説明いたします。

報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業の資金不足比率を別紙のとおり報告する。

令和4年9月6日提出、開成町長、府川裕一。

2ページを御覧ください。

1、令和3年度決算に基づく開成町の健全化判断比率です。単位については、%でございます。表の中の「-」、こちらについては以後「バー」と読みます。「-」の表記については、赤字額がない、または比率として算定されない場合を示すものでございます。また、括弧の数値については、開成町における早期健全化基準値でございます。

では、実質赤字比率、「-」、基準値は15%です。連結実質赤字比率、「-」、基準値は20%です。実質公債費比率、5.1%、基準値は25%です。将来負担比率、23.8%、基準値は350%です。

次に、2、令和3年度決算に基づく開成町の公営企業の資金不足比率です。単位は%でございます。表の中の「-」の表記については、比率として算定されない場合を示すものでございます。また、括弧の数値は、開成町における経営健全化基準値でございます。

では、開成町水道事業会計については「-」、基準値は20%です。開成町下水道事業会計も「-」、基準値は20%でございます。

続いて、3ページを御覧ください。

令和3年度開成町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書です。こちらは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく監査委員による審査で、審査の結果については3ページ中段下付近から4ページにあるとおり、健全化判断比率及び資金不足比率ともに特段の問題なく、一般会計、各特別会計及び企業会計においては健全な財政運営である旨、令和4年8月4日に監査委員から町長に意見書の提出がございました。

それでは、詳細な内容について御説明申し上げます。恐れ入りますが、資料の2ページにお戻りください。

1、令和3年度決算に基づく開成町の健全化判断比率です。実質赤字比率については普通会計を対象としたもので、本町においては一般会計、給食事業特別会計、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計が該当いたします。この比率は、普通会計の実質赤字額を標準財政規模で割った率合いで%で表示いたします。令和3年度は、マイナス12.04%でございました。よって、実質赤字が存在しません

ので「－」という表記でございます。

次に、連結実質赤字比率については、一般会計に特別会計、公営企業会計を加えた全ての会計が該当いたします。全会計の実質赤字額を標準財政規模で割った率合いで、％で表示いたします。令和3年度については、マイナス29.17％でございました。よって、実質赤字が存在しませんので「－」という表記でございます。

次に、実質公債費比率については、地方債の元利償還金及び準元利償還金と呼ばれる特別会計の繰出金のうちの地方債の元利償還金に充てられたと認められる金額、そして一部事務組合の負担金のうち地方債の元利償還金に充てられたと認められる金額を標準財政規模で割った率合いで％で表示いたします。令和3年度は5.1％でございました。

次に、将来負担比率については、地方債の現在高、債務負担行為による支出予定額、公営企業等の繰出し見込額、一部事務組合の負担の見込額、退職手当の負担見込額などを将来負担額と呼びますが、この将来負担額から充当可能な基金や標準財政需要額、歳入見込額を除いたものを標準財政規模で割った率合いで％で表示いたします。令和3年度は23.8％でございました。

続いて、2、令和3年度決算に基づく開成町の公営企業の資金不足比率です。資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化するもので、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。

開成町水道事業会計は、流動資産から流動負債を引いた額を事業規模で割って算出しております。こちらは資金不足がございましたので、「－」という表記になってございます。令和3年度については、マイナス24.9％でございました。

次に、下水道事業会計でございます。こちらにも、流動資産から流動負債を引いた額を事業規模で割って算出しております。こちらにも資金不足はございませんでしたので、「－」という表記でございます。令和3年度は、マイナス54.6％でございました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終了といたします。

日程17 常任委員会所管事務調査の報告（総務経済常任委員会）を行います。

この件につきましては、総務経済常任委員会より開成町議会会議規則第75条に基づく所管事務調査に係る報告書が提出されています。委員長に報告を求めます。

総務経済常任委員会、石田史行委員長。

○9番（石田史行）

では、御報告を申し上げます。

開成町議会、総務経済常任委員会所管事務調査報告書、次のページを御覧ください。

令和4年7月21日、開成町議会議長、吉田敏郎様、総務経済常任委員会委員長、石田史行。

総務経済常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務につき調査した結果を、開成町議会会議規則第75条の規定により次のとおり報告する。

1、調査の件名。後退用地等の取扱いについて。

2、調査の目的。本町には幅員が4メートル未満の道路、いわゆる狭あい道路が町内の北部、中部エリアを中心に多数存在している。狭あい道路は、人や車両の通行、災害時の緊急車両の通行に支障があるだけでなく、火災時における消火活動、あるいは震災時の避難や救出活動などにも支障を来すおそれがある。町民を災害から守り、安全で安心な暮らしにつなげていくためには、狭あい道路の拡幅整備を一層推進していく必要があると考える。

一方で、かかる狭あい道路に接する土地において建物の建て替え等を行う場合、建築基準法の規定により道路とみなされ後退義務が発生するものの、この後退用地、いわゆるセットバック用地の取扱いについては、土地所有者の判断に委ねられている。現状として、町内にはセットバックされた用地が長年整備されず、放置されている箇所が一定数確認されるため、当委員会として、その原因と対処方策について調査研究を行うこととした。

3、調査の経過であります。委員会開会日、出席状況、そして出席を求めた説明員、随行者は、第1回の令和3年5月7日、次のページにお進みいただきまして、第10回、令和4年7月21日まで、現地視察を含め記載のとおりとなっております。

4、調査の内容。まず、セットバック用地の取扱いについて、所管課の街づくり推進課に委員会への出席を求め、基本方針等のヒアリングを実施した。

所管課の説明によれば、道路後退による用地提供は任意であるため、あくまでも寄附による提供をお願いしており、寄附をされる場合は、分筆に係る測量、所有権移転登記については町の負担で実施している。また、寄附いただいたセットバック用地については部分的であることから、砂利を敷くなど暫定的整備にて維持管理をしつつ、当該用地を含む一連の区間で用地の寄附がなされた場合に舗装整備を行う考えとのことである。なお、寄附の実績としては、平成29年度から令和2年度までの間に年間0件から2件ほどで推移している。

また、町内の狭あい道路の中でも特に拡幅整備を図る必要がある建築基準法第42条第2項の規定による道路（以下「2項道路」という）を中心に整備促進を図っており、その際には必要な対応を適宜実施しているとのことである。

町側のセットバック用地の取扱いについての基本的な考え方は、およそ以上のとおりであるが、委員から、近隣の小田原市、中井町などは寄附に加えて買取り制度を導入しており、かかる制度の調査研究を実施したらどうかとの提案がなされ、中

井町に視察を行った。

中井町では、「建築行為等に係る道路後退用地の整備を行うことにより生活環境の向上を図り、もって住みよいまちづくりに寄与する」という目的を掲げ、既に平成元年度から道路後退用地整備要綱を定め、寄附に加えて買取り制度を実施している。用地買収単価は非公表であるが、実績としては平成29年度から令和2年度まで年間1件から5件程度で推移し、買収費用は十数万円から120万円程度の支出となっている。要綱だけでなくフロー図を作成し、買取りを希望する町民に対して分かりやすい周知を図っているとのことである。

また、この中井町の視察後には、建築現場の実務上の課題を探るため、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会小田原支部の支部長ら役員を招いて有益なる意見交換会を行ったところ、神奈川県内33市町村のうち、買取り制度を導入している、次のページに進んでください、自治体は16市町であり、県内13町のうち6町が既に買取り制度を導入していることが判明した。

5、検討結果のまとめ。以上、当委員会では、後退用地等の取扱いについてを調査項目とし、現地視察や近隣自治体の視察、及び実務の専門家との意見交換会も含めて計10回の委員会を開催し、鋭意委員間討議を行った。その結果は次のとおりである。

1つ。県内市町村の取組をつぶさに見てみると、当町と同じく買取り制度はなくとも、後退用地部分の門、塀、生け垣等の撤去・移設費用の補償を行っている自治体も少なくない。当町も、せめて、そのレベルまでには引き上げたい。

1つ。そもそも後退用地の取扱いについて、寄附のみで対応するとしても、要綱等が現状、当町では整備されていないのは透明性に欠ける。

1つ。町内の狭あい道路の中でも、特に拡幅整備を図る必要がある2項道路を中心に当町として整備促進を図っており、その際には必要な対応を適宜実施していることは理解するが、町内には拡幅整備の進まない狭あい道路がまだまだ多く存在しており、歩行者の安全性の確保や円滑な車両の通行、災害対応につながる整備に向けた町民の声にもっと耳を傾けるべきである。

後退用地の買取りや物件除去補償制度を当町が導入することによって、安全で快適な住環境の形成と災害に強いまちづくりを強力に推進する大きなメッセージとなるのではないかと。よって、当委員会として、後退用地当の取扱いについて、次のとおり提言する。

6、提言。1つ。後退用地の取扱いについて、寄附のみの対応にとどめるとしても、要綱等、規約の整備を図り、取扱いの透明化を図られたい。

1つ。県内市町村の取組をつぶさに調査するとともに、まずは物件除去補償制度を導入し、一層寄附を促す施策を検討するとともに、まちづくりの大局的観点から後退用地の買取り制度の導入を検討されたい。

委員長、石田史行、副委員長、佐々木昇、委員、下山千津子、星野洋一、井上慎司、議長がオブザーバー出席されております。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

以上で、日程第17 常任委員会所管事務調査の報告（総務経済常任委員会）を終了といたします。

日程第18 常任委員会所管事務調査の報告（教育民生常任委員会）を行います。

この件につきましては、教育民生常任委員会より開成町議会会議規則第75条に基づく所管事務調査に係る報告書が提出されております。委員長に報告を求めます。

教育民生常任委員会、山本研一委員長。

○8番（山本研一）

開成町議会、教育民生常任委員会所管事務調査報告書。

令和4年7月25日、開成町議会議長、吉田敏郎様、教育民生常任委員会委員長、山本研一。

教育民生常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務につき調査した結果を、開成町議会会議規則第75条の規定により次のとおり報告いたします。

1、調査の件名。高齢者の福祉行政に関する実情と今後の在り方について。

2、調査の目的。超高齢化社会の到来が叫ばれる中、本町における高齢化福祉のさらなる向上を目指して、特に高齢者世帯や独り暮らし高齢者の方が日常生活をできるだけ不便や困り事がなく、より快適に、そして元気に過ごせるよう、きめ細かな支援やサービスの充実が望まれております。

そこで、高齢者の福祉行政に関する実情を調査し、今後、ますます増加が見込まれる高齢者への福祉行政について、現状での課題整理を行い、改善策や今後の在り方について検討を進めるため調査研究を行うこととしました。

3、調査の経過。令和3年5月7日に第1回を開催以降、令和4年7月25日まで第13回にわたって会議を実施しました。現状調査対象のところに記載してありますように、この間で各町内の団体、あるいは町の担当部署から意見を聞くなど、勉強会を開催してまいりました。

4、現状把握。高齢者の福祉行政に関する実情の把握のため、町内の老人クラブ、これは円中、中家村、榎本の代表、そして開成町民生委員・児童委員協議会役員、開成町社会福祉協議会（以下「町社協」と呼びます）の事務局と勉強会を行い、また、町の担当課から福祉行政の実情について聞き取りを行ってまいりました。

老人クラブでは、老人クラブの活動は加入者中心となり、老人クラブや自治会に加入していない家庭の状況は把握が困難である。老人クラブへの加入者が減少傾向にあるとともに、支援や見守りが必要な家庭も減少傾向にあるという内容で、課題としまして、高齢者が孤立しないよう町と地域で情報共有できる関係づくりが必要である。2つ目として、老人クラブの加入者減少と成り手不足が上げられます。

開成町民生委員・児童委員協議会との勉強会では、活動が自治会の加入者中心になり、自治会に加入していない世帯の状況は把握が困難である。支援や見守りが必

要な家庭の把握範囲が狭くなっているため、見守りの対象者が減少傾向にある。こうした中から課題として、高齢者が孤立しないよう町と地域で情報共有できる関係づくりが重要である。2つ目として、民生委員・児童委員も成り手不足が深刻になっております。

開成町社会福祉協議会。高齢者福祉について、町との連携は、町民が困らないようにするため密に連携を取っている。町役場と福祉会館が離れているため、町社協で行っている業務にもかかわらず役場に行ってしまう困った方もおられ、場所については役場と会館が近くにあったほうがよいと思う。町と町社協との一体感については、制度面は行政が行い運用面は町社協を中心に行うということで、連携、協働は十分取れている。課題としまして、高齢者福祉に関する業務について、町と町社協の役割やサービスが異なることで利用者が戸惑うことがあり、双方の業務窓口が近くにあるほうが便利。職員の資質向上などを目的とした人事交流が必要ではないかと。

町担当課、これは福祉介護課ですけれども、からの聞き取りでは、個人情報については、災害時要支援者登録制度で民生委員・児童委員、自治会、町社協、町で、本人同意の下、情報共有しているということでした。

5、検討結果のまとめ。現状把握に関する勉強会で、各地区の老人クラブ、民生委員・児童委員、町社協の活動状況と課題を共有することができました。また、町担当課、福祉介護課ですけれども、からの聞き取りで、高齢者福祉に関する業務の状況について理解を深めることができました。勉強会などで得た状況認識の下、高齢者の福祉行政に関する今後の在り方について委員会討議を重ね、次のとおり課題と提言をまとめました。

6、提言。1、高齢者の「分からない」に寄り添う、優しいおもてなしサービスの向上。課題、デジタル化やペーパーレスなどが進む中で、高齢者にとって各種申請などの行政手続が分かりにくく困るという声が寄せられています。こうした中で、提言として、分かりにくさや困り事を高齢者の立場になって理解し、高齢者の「分からない」に寄り添い、優しいおもてなしの気持ちで、さらなるサービス向上に努められたい。

2つ。地域包括支援センター機能に係る業務連携のさらなる向上。課題としまして、包括支援センターの役割は大変重要であり、高齢者ニーズにしっかり対応できるよう、町の担当課との連携強化など体制や仕組みの整備が求められています。提言としまして、ますます増加する高齢者に支援サービスが行き届くよう、包括支援センターの体制充実や業務の効率化に向けた職員の交流など、機能や運用の充実を図られたい。

3つ。民生委員・児童委員の役割の明確化と高齢者への周知、ニーズに応える情報提供。課題としまして、高齢者世帯や独り暮らし高齢者の情報把握が困難であり、活動が自治会の加入者中心になり未加入者に行き届かない。また、民生委員・児童委員の成り手が不足している。こうした課題に対して提言として、個人情報の保護

に配慮しつつも民生委員・児童委員へ適切に情報を提供し、また、町と民生委員・児童委員の役割を明確にして負担の軽減や処遇の改善などを行い、成り手不足の改善を図られたい。

4、高齢者世帯・独り暮らし高齢者が安心・安全に暮らせるために。課題としまして、高齢者の生活は年齢層や生活環境が異なることから、孤立状況に陥っている高齢者の実態は見えづらい状況にあります。自治会や老人クラブの加入率が低下しています。こうした中で提言として、高齢者世帯、独り暮らし高齢者の孤立を防ぐため、町、町社協、自治会、老人クラブや民生委員・児童委員の連携と情報共有を密にし、見守りの体制の強化を図られたい。

委員長、山本研一、副委員長、武井正広、委員、前田せつよ、茅沼隆文、井上三史、湯川洋治、議長がオブザーバーとして参加をされました。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

以上で、日程第18 常任委員会所管事務調査の報告（教育民生常任委員会）を終了とします。

日程第19 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に送付してあるとおり、県外行政視察のため議員派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

御異議なしと認めます。よって、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、議員派遣に変更がある場合は議長に御一任願います。

以上をもちまして、本9月定例会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて散会をいたします。

皆様、大変、お疲れさまでした。

午前11時18分 散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員